

松戸ラグビースクール スクール規約（令和6年3月30日）

名称

第1条

当スクールは「松戸ラグビースクール」（以下、「スクール」という。）と称する。通称を「M.J.R.S. コアラベアーズ」という。

目的

第2条

ラグビーフットボールを通じ、

- ① 子供達の心身の健全育成、仲間作り、相互信頼の醸成に努めていく
- ② スポーツを行うことの意義・素晴らしさを共有、継続していくことを目的とする。

活動

第3条

1、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① ラグビーフットボールの練習、試合及び観戦
- ② 野外活動（運営委員会において計画した合宿等）
- ③ 納会及び総会
- ④ その他、前条で定めた目的達成に必要な活動

2、スクールの事業年度は4月1日より3月31日とする。

構成

第4条

スクールは、次の各号に該当する者をもって構成する。

- ① 松戸市及びその近郊に在住する3歳以上の幼児、小学生及び中学生で、運動に耐えうる健康を有し入会を認められた者（以下「スクール生」という）
- ② スクール生の保護者及びその他の者で入会を認められた者（以下「サポーター」という）

入会

第5条

1、入会を希望する者は、所定の入会申込書を第6条第1項第2号で定められた運営委員長に提出するものとする。

2、子供にあつては、前条第1項第1号の要件を満たしているとスクールが認め、且つスポーツ安全保険への加入の完了をもって入会を、前条第1項第2号に規定するその他の者に

あつては、第11条第1項第3号に該当しないことをもつて入会を認めるものとする。

3、スクール生の保護者あるいは引率者が、一般に定義される反社会的勢力に該当する場合、入会を認めない。

組織及び役員

第6条

1、スクールに運営委員会及び指導部、並びに次の役員を置く。

- ① 運営委員（19名以内）
- ② 運営委員長（1名）
- ③ 副運営委員長（1～2名）
- ④ 校長（1名）
- ⑤ 指導部長（1名）
- ⑥ 副指導部長（1～2名）
- ⑦ レフェリー委員長（1名）
- ⑧ メディカル委員長（1名）
- ⑨ 監査委員（1～2名）

2、監査委員は、他の役員を兼務してはならない。

役員 の 責 務

第7条

- 1、運営委員は、運営に関する一切の判断を行うとともに事務遂行の義務を負う。
- 2、運営委員長は、運営委員会を招集し、運営委員会及び総会で議決した事項の執行を総括する。
- 3、副運営委員長は、運営委員長を補佐し、同委員長が不在のときは、その事務を代行する。
- 4、校長は、スクールを代表し総理する。
- 5、指導部長は、第2条に基づく指導方針・計画を策定し、指導部を総括する。
- 6、副指導部長は、指導部長を補佐する。
- 7、指導員は、第5項で定めた指導方針・計画に基づき指導にあたる。
- 8、会計監査員は、年度末に会計監査を実施し、その結果を2ヶ月以内に運営委員会に報告しなければならない。

役員 の 任 期

第8条

- 1、役員 の 任 期 は 2 年 と す る 。 但 し 、 再 任 は 妨 げ な い 。
- 2、役員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任者を選出または指名しなければならない。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

3、 選出及び指名の方法は第9条に準じる。

役員を選任

第9条

- 1、 次期運営委員は、運営委員会が保護者の中から選出する。但し、運営委員からの選出は10名を超えてはならない。
- 2、 前項により指名された運営委員は、互選により運営委員長及び副運営委員長を選任するとともに校長、指導部長、副指導部長及び会計監査員を指名する。
- 3、 前項により指名された指導部長は、指導員を指名する。

入会金・会費

第10条

- 1、 入会を認められたスクール生は、入会金1,000円を納入しなければならない。
- 2、 会費は、年間14,400円とし、原則は一括納付とする。また年度途中に入会のスクール生は入会月～3月までの月割り（1か月1,200円で納付する。チームの複数登録を行って入会する中学生は年間7,200円とする。但し、運営委員会がやむを得ない理由があると認めた場合、これを免除できる。
- 3、 徴収した入会金・会費は、次に掲げる用途に支出する。
 - ① スポーツ安全保険の加入（コーチ保険も含む）
 - ② 用具の購入、修繕
 - ③ 交通費・通信費・事務費・慶弔・お見舞い
 - ④ 第2条で定めた目的達成に必要な経費
 - ⑤ その他、運営委員会において必要と認めた経費
- 4、 既納の会費は、返還しない。

資格の喪失

第11条

スクール生及びサポーターは、次のいずれかに該当するとき、その資格を失う。

- ① 運営委員長に退会を申し出たとき
- ② スクールの名誉を傷つけ、目的に反する行為があったと運営委員会で判断したとき
- ③ 第4条第1項2号で定められた要件を満たさない者

規約の改廃

第12条

- 1、 本規約及び別に定めた規定等の改正・廃止は、運営委員会において審議し、決定する。この審議結果は、改正・廃止に至らなかった場合であっても速やかにサポーターに報告しな

ければならない。

2、 スクール生及びサポーターは、本規約及び別に定めた規定等の改正・廃止案を運営委員会に提起することができる。

安全管理

第13条

1、 スクールは、事故の未然防止に努め、次の措置を講じておくものとする。

① スクール生の保護者は、各自の判断と責任においてスクール生の健康・安全に最大限の注意を払うものとする。

② 万一事故が発生した場合には、速やかにとり得る最善の措置を講ずるとともに、関係各所への連絡を行わなければならない。

③ メディカル委員会は、本目的遂行のため指導部や SA 資格者と連携し、保護者やスクール生への指導を行う。

2、 スクールにおけるスポーツ安全保険（以下「保険」という）の加入と活動の制限は次のとおりとする。

① スクール生は保険に加入したうえでなければ第3条で定めた活動をさせてはならない。

② 指導員は、保険に加入しううえでなければ第7条第5項で定めた指導を行ってはならない。

③ 第1号及び前号の保険加入の手続き、当該保険料は当スクールが代行、負担するものとする。

3、 スクールの責任は、社会常識の範囲で負うものとする。

規約の改廃

第14条

本規約に定めるものの他、スクールの運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付則

第1条

本規約は、令和6年4月1日から実施する。

注：本規約は、平成18年12月17日に制定されたものを、令和5年12月～令和6年2月にかけて、運営委員会で検討のうえ見直しを行ったものである。

運営規定

松戸ラグビースクール運営規定

運営委員会の召集

第1条

松戸ラグビーフットボール規約（以下、「規約」という。）

1、第7条第2項で規定する運営委員会（以下、「会」という。）の招集は、遅くとも開催7日前までに運営委員長がメールその他の手段で通知する。

但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

2、会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。但し、規約第11条第1項第3号及び第12条1項にあっては、3分の2以上の出席がなければならない。

3、会の代理出席は認めない。

4、会は、原則毎月第一日曜日に定例会を、また必要に応じ都度臨時の会を開催する。

5、サポーターは、会に出席し、意見を述べるができる。会は、この意見を尊重するものとする。

会の成立・議決

第2条

1、会の審議は、十分議論を尽し、出席者全員による一致した結論を得ることを原則とする。但し、これにより難しい場合は、出席者の過半数の賛成を得なければならない。なお、可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。

2、会には、校長、指導部長及び副指導部長が出席し、意見を述べることはできる。但し、議決に参加できない。

3、会には、指導部長から指名のあった若干名の指導員が参加し、意見を述べる事が出来る。

4、会に欠席する委員は、前もって自己の意見を文書あるいは他の委員を介して述べる事ができる。但し、議決に参加できない。

5、会の決定事項は、速やかに公表するものとする。

委員の構成

第3条

運営委員の選出は、スクール生の年齢及び学年に偏ることなく選出することに努めるものとする。

決算・予算

第4条

会は、前年度の決算が認められ次第、当該年度の予算を作成し、速やかに公表しなければならない。

支出

第5条

1、規約第10条第3項第3号の通信費には、当分の間ホームページ、連絡網アプリに係る経費を含むものとする。

2、同項第4号に規定した「運営委員会にて取り決めたもの」には、当分の間次に掲げたものとする。

- ①規約第6条第1項に規定する組織による打合せ、会議で2時間を超える場合にあっては、一回につき一人500円を限度とする飲物代。
- ②関係チーム等による打合せ・会議等に引き続き開催される懇談会にあっては、一回につき一人5,000円を限度とする飲食代。
- ③スクールを代表し、慶事あるいは弔事に出席するための交通費及び宿泊費。
- ④スクールを代表し、協会の会合や大会の打ち合わせに出席するための交通費及び宿泊費。
- ⑤スクール運営に必要な資格（コーチ、レフェリー、SA等）取得のための交通費および宿泊費。

3、運営委員およびサポーターのうち、スクール活動に必要な移動や手間が恒常的に頻発する場合は、対象者へ一定額の手当を交通費、事務費として支給する場合がある。

金額については別途運営委員会において取り決めるものとする。

担当事務

第6条

運営委員及び指導員は、次の事務を分担担当し遂行する。

- ①総括：基本方針の策定、規約の改廃、議事録の作成、スポーツ保険の加入手続き及び連絡・周知に係る事務
- ②渉外：各種協会、関連団体との折衝、グラウンドの確保及び対外試合のスケジュールの調整・確定等に係る事務
- ③総務：会員名簿、連絡網の作成・管理及び用具購入に係る事務
- ④会計：会費（入会金を含む）の徴収等の収入及び支払に係る事務
- ⑤広報：対外広報、募集、新規加入希望者の対応及びホームページ、クラウド、公式SNS等の公開・管理に係る事務
- ⑥健康安全管理：救急薬品の購入・管理、応急手当及び医療機関との連絡に係る事務

総会・納会の開催

第7条

規約第3条第1項第3号の総会及び納会の開催は、次のとおりとする。

- ①毎年年度末に総会（以下、「定時総会」という。）を開催し、事業報告を行うとともに修了証書の授与、表彰等を行わなければならない。なお、定時総会は納会を兼ねることができる。

②会が必要と認めたときは、臨時総会または納会を開催することができる。この場合、開催7日前にサポーターに開催の主旨、日時、総会にあっては議題等を通知しなければならない。

ホームページの公開

第8条

松戸ラグビースクールは、次の目的に資するためホームページを公開する。

- ①スクールの沿革、組織及び活動状況を掲載することによって、幅広く当スクールの理解を得るとともに適切な助言をいただく。
- ②最新のスケジュール、連絡事項を掲載することによって、事前準備、周知の徹底を図る。
- ③投記事の積極的な掲載、掲載内容の充実を図ることによって、卒業生を含むスクール関係者の連携の醸成を図る。

2、松戸ラグビースクールは、ホームページの公開にあたり次の事項を厳守する。

- ①会は、ホームページを公開、厳重に管理し、これの担当者を指名する。
- ②関係法令の遵守はもとより、公序良俗に抵触する虞のある行為は行わない。
- ③当事者の了解なしに個人名等が特定できる写真等の掲載は行わない。
- ④スクール生及びサポーターは、会に対し、本人に関わる写真、記事の掲載を拒否する旨を、またホームページの内容全てについて、訂正、削除等を申し出ることができる。
- ⑤前号の申し出を受けた会は、速やかに協議し、適切な対応を取るとともに、その結果を当該申し出者に報告する。

附則

第1条

本規定は、令和6年4月1日から実施する。

注：本規定は、平成18年12月17日に制定されたものを、令和5年12月～令和6年2月にかけて、運営委員会で検討のうえ見直しを行ったものである。